

近江八幡市におけるSDGs達成に向けた取組詳細(目標12)

No	事業名	【事業開始年月～事業終期年月】			SDGs該当目標	事業目標(指標)	事業概要
		過去	現在 H29 年度	未来			
1	近江八幡市第1次総合計画策定事業 【平成29年4月～次期改定まで】		★	★		<p>生活環境・都市基盤・教育・文化・産業・経済・健康福祉・人権・総務など、市の最上位計画として各分野の方針や基本計画を明確にする。加えて、SDGsの17の目標も視野にグローバルな観点をも取り入れたユニークな計画とする。</p> <p>本事業は「基本構想」と「基本計画」から構成し、「基本構想」は、地方自治法に基づき定められる近江八幡市のまちづくりに関する基本的な考え方と、まちづくりの進め方の基本方向を提示する。</p> <p>「基本計画」は、基本構想を受けて具体的に市政の施策方針を明らかにする実行計画とする。</p> <p>なお、各分野ごとに計画年次等や個別の目標(数値等)を設定し、各目標年次までに事業・業務実施を行うものとする。KPIについても各分野ごとで異なるが、総合的な事業&施策評価のシステムの構築を目標とする。</p>	<p>今日の少子高齢化による地域課題の顕在化や、東日本大震災をはじめ近年の自然災害の大規模化・多様化など、社会情勢がめまぐるしく変化していることはもとより、他市町の総合計画策定状況や、当市まちづくりの更なる向上と進展を目指す中で、新たな「(第1次)近江八幡市総合計画」を策定する。</p> <p>策定にあたっては、以下の基本的な視点により取組む。</p> <p>①「新市基本計画」の遺伝子を受け継ぎ、個別計画との整合を図り、事業・業務の補強をしながら市の最上位計画の策定を行う。</p> <p>②福祉、教育、農業など各個別計画との整合性を重視しながら策定を行う。(都市計画マスタープラン、農村振興基本計画、地域福祉計画、財政計画、人口ビジョン、各まちづくり構想等)</p> <p>③計画のビジョンを市民へ提案(ワークショップや学区別説明会、フォーラムなど)することにより、官民一体的な構想とする。</p> <p>④長期期間(10年間)における市の「基本構想」と「基本計画」を定めることにより、住民が安全で安心して生活でき、「このまちに住んでよかった」と思える住民満足度の向上を図るとともに、自治体の経営戦略としての総合計画の策定を行う。</p>
9	ふるさと応援事業 【平成20年4月～制度存続まで】	★	★	★		<p>「寄附者の社会貢献、近江八幡市の増収とPR、地元事業者の販路拡大、生産者の消費拡大」という、平成の四方よしを念頭におき、地域活性化のために地元事業者と協働し、寄附募集に取り組み、様々な行政サービスの財源とする。</p>	<p>地方と都市の税制格差をなくすため、平成20年度の税制改正によってふるさと納税導入が開始された。近江八幡市も平成20年度からふるさと応援寄附条例を制定し、平成26年12月からは、地方創生のため市の特産品を掲載した謝礼品カタログを作成し、全国からの寄附を募集。現在は、県内トップの寄附金をいただいており、知名度も上がっている。</p> <p>また、当市においては、県下最大の産地である近江牛の消費が、ふるさと納税制度により拡大しており、近江牛のブランド価値の向上、さらには生産体制の強化にもつながっている。</p>
29	消費者教育推進事業 【平成25年4月～平成32年3月】	★	★	★		<p>消費者市民社会の形成に向けて、地域の特性を踏まえた消費者教育推進計画の策定を目指す。</p> <p>※消費者市民社会…消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会のこと</p>	<p>消費者市民育成のための市民講座の開催や広報等での啓発活動を実施することにより、消費者市民社会の概念を普及させる。</p> <p>また、消費者教育の担い手に対する研修会等を開催することで、幼児期から高齢期に渡り、あらゆる主体により消費者教育が実施され、消費者教育を受けることができるための環境を整える。</p>
31	第2次環境実施計画推進事業 【平成29年4月～平成34年3月】		★	★		<p>実施施策の進捗管理項目を定め、環境審議会において毎年事務事業評価を行うことにより、継続的に把握し、環境報告書を作成し、公表する。</p>	<p>良好な環境を保全し創造するための基本的な考え方を示す「近江八幡市環境基本条例」に基づき総合的かつ計画的に環境政策を進めるため、平成24年度から33年度の10年間を計画期間とする「近江八幡市環境基本計画」を策定。併せて、基本計画に基づき、市、市民・市民団体、事業者それぞれの取り組みを通じて、『～自然との共生、歴史と文化を次世代につなぐ～ 近江八幡 持続可能な「水・緑・くらし」』という望ましい環境像が実現できるよう実施施策を定めた「第2次近江八幡市環境実施計画《アクションプラン》」(計画期間：平成29年度から33年度の5年間)を策定し、進捗管理を行う。</p>
32	地球温暖化防止対策に向けた取組 【平成29年4月～平成43年3月】		★	★		<p>①ごみの排出抑制について 1日1人当たりごみ排出量を平成43年度までに15g/人・日削減 ※ただし、平成27年度数値を基準値とする。</p> <p>②熱回収量について 蒸気タービンによる年間発電量：568万kWh ※ごみ量・ごみ質により増減する。</p>	<p>ごみの排出抑制(食品ロスの低減、生ごみのひと絞り[水分量の軽減]、生ごみの堆肥化推進等)及び資源化を行うことで、収集車両の使用頻度(走行距離)の低減や焼却処理量の低減など二酸化炭素排出量を抑制する。</p> <p>環境エネルギーセンターは、焼却による熱を回収する機能を備えた施設であり、ゴミを燃やすときに発生する熱エネルギーを利用して発電し、施設内の使用電力をまかない余剰電力を売電するほか、隣接する健康ふれあい公園の温水プールに余熱を供給するなど、サーマルリサイクルの推進と省エネルギー化を実現する。</p>
53	都市計画事務事業 【昭和48年12月～継続】	★	★	★		<p>次の事項を踏まえ、適正な都市計画事務を行う。</p> <p>①適時、適切な都市計画審議会の開催 年間4～5回の開催を目安に、案件の発生と諮問時期を見極め、開催事務を適正に履行の上、開催する。</p> <p>②区域区分の見直し 提出済み市案の平成30年3月の県都市計画審議会諮問を目標に、地権者や地元に対する説明会、資料提供、関係機関との調整等を実施する。</p> <p>③当市権限による都市計画の適正な決定、変更 集中とスピード感ある手続きの進捗を図り、当市のまちづくりに大きな効果がある都市施設や土地利用方針をニーズや好機を逃さず適正に決定、変更する。</p> <p>④証明書等の標準期間内の審査、発行</p> <p>⑤最新の情報、技術、知識の取得を目的とした訓練(研修)</p>	<p>当市の住みよいまちづくりに向けた総合的かつ計画的な行政運営を図る上位計画、ならびにその方向性に即応する整備、開発及び保全の方針に基づくまちづくりや土地利用の方針等の実現を目指し、市民と協働で当市の実情に応じ市民目線に立った都市計画を推進することを目的に、次のとおり取組む。</p> <p>当市の特性を活かしたまちづくりの推進に必要な都市計画に関する諸般の事務を履行する。</p> <p>①都市計画審議会の開催 ②区域区分の見直しといった国、県の権限による都市計画の推進 ③都市施設、地区計画等の当市権限による都市計画の適正な決定、変更 ④都市計画に必要の証明の発行</p>